

新型コロナウイルスに関連する補助対象経費について

今年度についても、自治会活動における、会議及び事業・行事等の実施に係る感染症対策に必要な経費は補助対象とします。

※下記「2. 大勢の人が集まる事業に代わる啓発活動」については、令和6年度から補助対象外としますので御留意ください。

補助対象

1. 会議及び事業・行事等の実施に係る感染症対策に必要な経費

マスク、消毒液、ペーパータオル、非接触型体温計、フェイスシールド、ビニール手袋、飛沫防止板等

※上記以外のもので単価1万円以上のものを購入される場合には一度御相談ください。

※備蓄のためのもの、集会所設置の備品など資産に係る経費は対象外です。

2. 大勢の人が集まる事業に代わる啓発活動

＜啓発活動一例＞

防災事業・・・防災訓練に代わる事業

→家庭向け防災備蓄物の啓発チラシと一緒に防災備蓄物(アルファ米、乾パン、防災用タオル等)を配布する活動等

防犯事業・・・防犯講演会に代わる事業

→防犯対策の方法等の啓発チラシと一緒に防犯グッズ(ライト、防犯ブザー、反射バンド等)を配布する活動等

環境事業・・・環境活動に代わる事業

→ゴミ減量化等の啓発チラシと一緒にエコバックを配布する活動等

その他・・・今後の自治会活動に活かすため、会員等にアンケートを実施し、回答者には景品の配布を行う等

※金券など換金性のあるものは対象外

※啓発等を行わず、物を配布するのみの事業は補助対象外となります。

※自治会活動実施にあたり、新型コロナウイルス感染症対策を理由として中止する事業について、その準備のため支出済の補助対象経費については、従前のとおり補助対象として取り扱うこととします。